

3. 第1章「総則」に関する意見 68件 (大人58件、子ども10件)

	意見の概要	札幌市の考え方
【目的について】		
252	目的に、「自らの意思で」とあるが、子どもは、大人の庇護(保護・監督)のもとで教えられながら成長、発達するものであり、「自らの意思」という表現は修正すべき。(大人3件)	成長・発達過程にある子どもには、「自らの意思」が最大限尊重されますが、大人の判断で子どもを指導する場合も考えられます。このことから、「自らの意思」という表現については、「子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達する」と修正しています。
253	目的に、「自らの意思で」とあるが、この表現は、社会のかかわりの中で子どもが成長・発展することを否定するものなので、「子どもが自らの意思が大切にされる中で」と修正すべき。(大人1件)	
254	自由だけでなく、健康なども含めて自分を大切にすべきなので、目的には、「自らの意思でのびのびと」の後に「健やかに」という文言を追加すべき。(大人1件)	ご意見の趣旨は、「伸び伸びと成長・発達する」に含まれるものと考えています。また、第3章「子どもにとって大切な権利」には、「豊かに生きる権利」として、「健康的な生活を送ること」を規定しています。
255	「子どもの権利の保障を図ること」という記載は、前文の表現に合わせて、「子どもの権利の保障を進める」と修正すべき。(大人1件)	素案では、子どもの権利条約、日本国憲法においてすでに保障されている「子どもの権利」について、その札幌市での定着を促すという意味で、「保障を図る」としていましたが、分かりにくいという指摘も踏まえ、前文の表現と合わせて、「子どもの権利の保障を進める」と修正しています。
256	「子どもの権利の保障を図ること」という記載について、「図る」という表現が分かりにくいので、「子どもの権利を保障すること」と明記すべき。(大人2件)	
257	目的に、「子どもは未来であり、子どもが生きいき過ごしている街は大人も生きいき過ごせる街になる」という視点を盛り込むべき。(大人1件)	ご意見の趣旨は、前文にある「子どもの視点に立つてつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとまります。」という部分に含まれているものと考えます。
258	「子どもの権利」は、「おとなの権利」でもあることを、目的等で触れてほしい。(大人1件)	この条例の第3章で規定する「子どもにとって大切な権利」は、誰もが生まれながらに保障されている基本的人権のうち、子ども期特有の権利を分かりやすく明示したものです。この条例の中で、大人の権利について直接的に規定することは、適さないと考えています。
259	条約の根底にある「子どもは権利の保持者」という考え方について、その趣旨を規定すべき。(大人1件)	ご意見の趣旨は、前文にある「誰もが生まれたときから権利の主体」という部分に含まれているものと考えます。
260	条例の目的に関して、市または市民が子どもをどのように位置づけるか、どのように市政参加等できるかを明確にした方がよい。(大人1件)	この条例では、前文に規定しているように、子どもを保護の対象としてだけでなく、自ら権利を行使する主体として捉えています。また、市政への参加の視点については、第4章第4節「参加・意見表明の機会の保障」において規定しています。

261	<p>その他意見・感想等（大人6件、子ども1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的に定める内容は、とても良いと思う。</li> <li>・子どもが自分の意見を持つことは、「学ぶ権利、参加する権利、条例を知り行使する権利」につながることに思う。 など</li> </ul>	
【定義について】		
262	<p>「権利を認めることが適当である者」とあるが、具体的に何を指すのか、明確にするべき。（大人7件、子ども1件）</p>	
263	<p>子どもの定義が18歳未満となっているが、18歳、19歳は子どもか大人かはっきり分らないないので、20歳未満としてはいかがか。（大人2件、子ども6件）</p>	<p>この条例では、子どもの権利条約に基づき、原則18歳未満を子どもと定義しています。なお、「その他これと等しく権利を認めることが適当である者」とは、教育活動に支障のないよう配慮する余地を残すため、例えば、18歳の高校3年生も含まれると考えます。</p>
264	<p>子どもの定義を19歳未満にしたほうが良いと思う。（子ども1件）</p>	
265	<p>子どもの定義で、「権利を認めることが適当である者」とあるが、誰が認めるのかを明確にするべき。（大人2件）</p>	<p>この部分は、客観的に、その権利の性質上、権利を認めることが適当である者は、この条例の適用を受けることを意味しており、その者が条例の適用を受ける者であるか否かを具体的に誰かが認めるものではありません。例として、18歳となった高校3年生などは、同じく高校に在学している18歳未満の者と区別して条例の適用を除外する必要はない場合に、その18歳の者も条例の適用を受けることを表わしています。</p>
266	<p>子どもの権利条約の前文に、「児童は、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする」とあることから、子どもの定義に、「胎児」を含めるべきである。（大人1件）</p>	<p>妊娠中の母親を保護、支援することはとても大切ですが、現時点では、民法上、原則として胎児は権利能力を持たないことから、この条例における子どもの定義には含まないものと考えます。</p>
267	<p>幼稚園児と高校生とが同じ「子ども」として定義されているが、このことにより運用上は極めて難しい事態になるのではないか。（大人1件）</p>	<p>この条例では、子どもの権利条約に基づき、低年齢児から高校生を含めて「子ども」と定義していますが、実際の運用に当たり、大人には、子どものそれぞれの発達段階に応じて、子どもの思いを受け止め、こたえていくことなどが求められます。</p>
268	<p>「育ち学ぶ施設」の定義がはっきりしないので、具体的にどのような施設を指すのか記載すべき。（大人2件）</p>	<p>「育ち学ぶ施設」の施設名を具体的に列挙すると多数に上ることから、この条例では、「児童福祉法に定める施設」、「学校教育法に定める学校、専門学校、各種学校」と示しています。</p> <p>なお、「児童福祉法に定める児童福祉施設」として、保育所、児童養護施設、母子生活支援施設、児童会館などが、また、「学校教育法に定める学校」として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護学校などが挙げられます。このほか、「その他の施設」としては、上記施設・学校に類するものとして、民間のフリースクール、民間施設方式児童育成会などが含まれます。</p>

269	「育ち学ぶ施設」「施設関係者」という表現は、子どもには分かりづらいので、「学校及び施設」、「施設職員・先生」などの表現に修正すべき。(大人2件)	
270	「学校」は、18歳未満の子どもに共通するものなので、「育ち学ぶ施設」一般とは別に、独立して表現すべき。(大人2件)	「学校」は、子どもが多くの時間を過ごす大切な学ぶ場ですが、「保育所」、「児童会館」などの児童福祉施設も、子どもにとって大切な育つ場です。このことから、これら子どもにかかわる施設を「育ち学ぶ施設」として、一括して規定しています。
271	「育ち学ぶ施設」という表現について、学校教育と福祉両面を含む表現にするべき。(大人1件)	
272	「育ち学ぶ施設」という表現について、「子どもたちが生きる場所」や「生きる場」などの表現に修正すべき。(大人1件)	
273	育ち学ぶ施設を「通学し、通所し、または入所する施設」と定義することにより、子どもがそうした施設に通わなければならないかのような印象を与える。不登校の問題を解決する上でも、表現を見直すべき。(大人1件)	ご意見のとおり、「育ち学ぶ施設」は、子どもたちが毎日を「生きる場」であります。子どもの「生きる場」としては、このほか、家庭、地域なども挙げられます。保育所や学校などの施設は、「生きる場」という視点とともに、子どもの「育つ場」、「学ぶ場」としても重要な場であることから、このような表現を用いています。
274	保護者の定義について、祖父母は「その他の」に入っているのかもしれないが、例示として明示すべき。(大人1件)	この条例では、子どもの権利の保障を進める上で重要な役割を担う学校、施設等を明確に定義する必要があると考え、子どもが入所や通所、または通学している施設を「育ち学ぶ施設」と規定しています。
275	「事業者」とは誰かを定義すべき。(大人1件)	「その他の親に代わり子どもを養育する者」としては、様々な理由から、親に代わり、親としての役割を果たす者を想定しています。具体的には、里親又は保護受託者、親権代行者などが考えられます。なお、親権代行者としては、例えば、親自身が未婚の未成年者であり、親権を行使できない場合には、祖父母等が該当します。
276	「市民」の定義がないが、「市民」に「子ども」は含まれるのかどうか、第4章に規定されている「地域住民」との区別も含め、明確に規定すべき。(大人2件)	市内において、営利、非営利を問わず、一定の目的を持って活動する団体が該当します。
277	その他意見・感想等 (大人1件) ・「育ち学ぶ施設」の定義について、学校の位置付けが突出することなく、様々な施設を同列に捉えている点が好ましい。	この条例においては、市内外に住む多くの方が、子どもたちに直接かかわっていることから、住所要件を厳密に捉える必要がないと考え、「市民」の定義付けは行っていません。ご意見のとおり、各項目における「市民」という言葉に、子どもを含む場合、含まない場合がそれぞれありますが、この範囲については、個々の文脈に基づき、それぞれ解釈可能と考えています。 なお、第4章第2節で用いている「地域住民」という表現は、主として、「育ち学ぶ施設」にかかわる地域の住民が対象となることから、分かりやすい表現とするため、「地域住民」という語句を用いています。

【責務について】		
278	責務について、関係する人や機関の連携が重要なので、「お互いに連携して」という記載を加えるべき。(大人1件)	関係する人や機関の連携はとても大切な視点ですが、この総則部分においては、個々の立場にある人が、それぞれ「子どもの最善の利益」は何かを判断し、子どもの権利の保障を進める旨の規定をする必要があると考えています。
279	「保護者、育ち学ぶ施設の設置者・管理者・職員、事業者、市民並びに市は」という主語では、例示が狭くあいまいさが残るので、修正するべき。例えば、福祉関係者、医療関係者、行政関係者等を明示するべき。(大人1件)	ご意見のとおり、子どもの育ちには、福祉関係者、医療関係者、行政関係者をはじめ、すべての人が関係しますが、第1章「総則」では、これらをまとめて明示する必要があることから、総括的な規定としています。
280	親の責務、役割について、文言上不明。親の指示指導、保護の権限をバランス上明示すべき。(大人1件)	親など保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であり、子どもの発達段階に応じて、適切な指示、指導などの支援を行う責任があります。この趣旨を明確にするため、第4章第1節「家庭における権利の保障」において、「年齢や成長に応じて適切な支援を行う」ことを追加して規定することにしました。
281	すべての子どもが正しく自分の権利を学び判断主張するためには、大人の指導が必要であり、その意味から子どもの権利は、子育てする親や先生、指導者の側の問題である。この指導する側の大人がどうあるべきかを示す、という視点が必要ではないか。(大人1件)	前文、第1章「総則」の「責務」では、「何が子どもにとって最も良いか」ということを示す「子どもの最善の利益」を考慮することを、大人の責務として規定しています。ご意見の趣旨については、第4章第1節「家庭における権利の保障」において、「年齢や成長に応じて適切な支援を行う」と規定しています。
282	市民の役割ばかりでなく、行政がなすべきことをしっかりと明記することが大切。(大人2件)	子どもの権利の保障は、行政が担う役割も多くありますが、毎日子どもとともに過ごす保護者、育ち学ぶ施設関係者、さらには、地域で子どもとかわる市民の役割も、とても大きいと考えています。
283	<p>その他意見・感想等 (大人7件、子ども1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを取り巻く大人の役割はとても大切であるので、条例に責務を設けることは、とても意義があると思う。</li> <li>・事業者の責務を明文化したところは、とても良いと思う。</li> <li>・「他の公共団体等に協力を要請し、働きかけを行う」ことを行政の責務とした点は、とても良いと思う。 など</li> </ul>	